

水田・畑作経営所得安定対策の加入者の皆さまに対し、対策の手続きや皆さまの経営発展に役立つ情報などを、タイムリーに分かりやすくお知らせします。

！ 平成22年産大豆の成績払交付金に関する重要なお知らせ

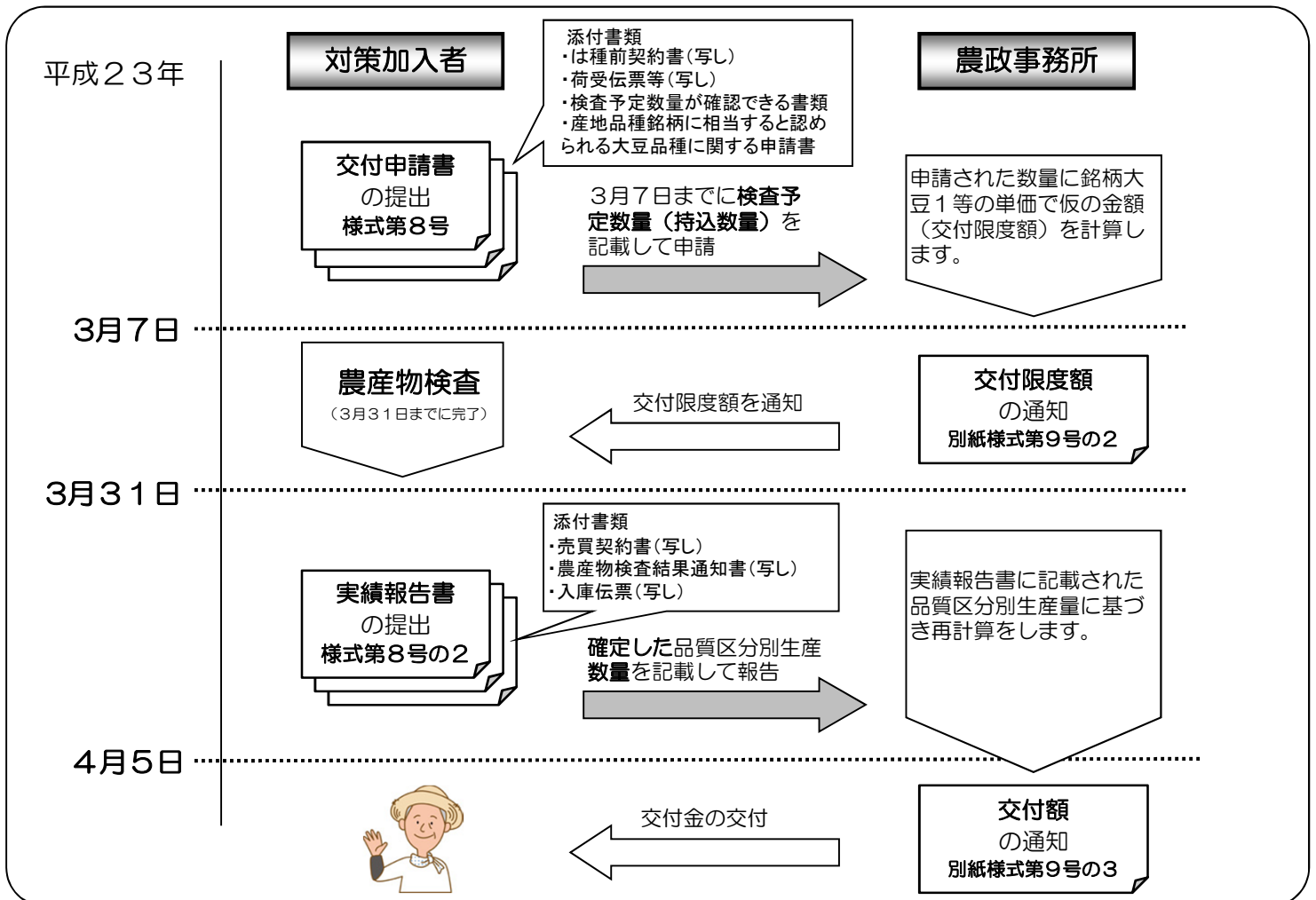
平成23年4月から、「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されることに伴い、「水田・畑作経営所得安定対策」のうち「大豆の成績払交付金（黄ゲタ）」は、平成23年3月末をもって終了します。そのため、平成23年3月7日までに、成績払交付金の交付申請を行わない場合は、交付金がお受け取りいただけなくなります。

Q 大豆の農産物検査が遅れそうな場合はどうすれば良いの？

農産物検査の遅れにより、平成23年3月7日までに品質区別生産量が確定しない大豆がある場合は、平成23年3月7日までに、農産物検査を受ける予定数量を交付申請書（様式第8号）に記載して交付申請手続きを行ってください。その後、平成23年3月31日までに農産物検査を受け平成23年4月5日までに品質区別生産量を実績報告書（様式第8号の2）にて提出していただきます。※記入例等については裏面をご覧ください。

※なお、3月7日までに農産物検査を受けた大豆や大豆以外の対象農産物については、別途、従来どおり3月7日までに確定した品質区別生産量を交付申請書（様式第8号）に記載し申請願います。

Q 農産物検査が遅れた場合の交付申請手続きのスケジュールは？



裏面に続く

Q 農産物検査が遅れる場合は、どんな書類を提出したら良いの？

① まず、交付申請書（様式第8号）に農産物検査を受ける予定数量を申請書に記入し、平成23年3月7日までに提出してください。

様式第8号 平成22年度
「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書
平成23年3月4日
農林水産大臣 殿
申請者 住所 札幌市中央区北4条西17丁目10-6
氏名 北海道 北海 次郎
対策加入者管理コード A010199996

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。
なお、農業者の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

品質区分	品質区分別生産量	六条大豆	はだか麦
品質区分	品質区分別生産量		
1等	500 (持込数量) kg	kg	kg
2等	または (持込予定数量) と記載	kg	kg

大豆

品質区分	品質区分別生産量	販売総数量	品質区分 (加重平均) 出荷総数量
品質区分 <td>品質区分別生産量 <td>販売総数量 <td>品質区分 (加重平均) 出荷総数量 </td></td></td>	品質区分別生産量 <td>販売総数量 <td>品質区分 (加重平均) 出荷総数量 </td></td>	販売総数量 <td>品質区分 (加重平均) 出荷総数量 </td>	品質区分 (加重平均) 出荷総数量
1等	500 (持込数量) kg	kg	kg
2等	kg	kg	kg
3等	kg	kg	kg
特定加工用	kg	kg	kg
非銘柄大豆	1~3等	kg	kg
特定加工用			

(注意事項)
・特定対象農産物ごとの品質区分別生産量を確認できる書類を添付してください。
・非銘柄大豆のうち特定加工用については対象外となります。

乾燥調製や農産物検査のため、JA等に持ち込んだ数量、または、持込む予定の数量を記載して交付申請をしてください。
農産物検査は必ず3月31日までに終了させてください。

- 交付申請期限：平成23年3月7日
- 交付申請書：様式第8号（持込数量、又は、持込予定数量を記載）
- 確認書類：
 - ①「は種前契約書」の写し
 - ②「荷受伝票」など、JA等への持込数量が確認できる書類（JA等に持込ができない場合は、持込予定数量をJA等に申告して書類を発行してもらってください）
 - ③「大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる大豆品種に関する申請書」（様式第23号）及び関係書類

※上記の大豆以外の対象農産物の品質区分別生産量の申請がある場合は、別の交付申請書に記載し申請願います。

①の書類を提出すると、3月中に「交付限度額」が記載された下記の通知書と計算書がお手元に届きます。

●交付限度額とは・・・
申請いただく「持ち込み数量」×「銘柄大豆1等の単価(3,168円/60kg)」で算出した仮の金額で、実際の交付金額ではありません。
(実際の交付金額は、農産物検査の終了後に提出いただく、実績報告書に記載された品質区分別生産量で算出された金額となります。)

別紙様式第9号の2
年度
農林水産大臣 殿
「毎年の生産量・品質に基づく交付金」における交付限度額通知書
(品質区分別生産量未確定用)
農業者の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。
交付限度額
上記の金額は、品質区分別生産量が確定していない特定対象農産物に対する交付金の限度額であり、**実際に、農産物検査終了後の品質区分別生産量をもとて算出した金額と交付限度額を比較していずれか低い金額が交付されます。**
(備考) この毎年の生産量・品質に基づく交付金(成績別交付金)は、生産量と品質区分が確定していない大豆(「遅れ大豆」)について、銘柄等大豆1等の単価に基づき算定するものです。(内訳は、別紙計算書をご確認ください。)
対策加入者管理コード

② 品質区分別生産量の確定後、平成23年4月5日までに下記の実績報告書（様式第8号の2）を提出してください。

様式第8号の2 平成22年度
「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請における実績報告書
平成23年4月1日
農林水産大臣 殿
申請者 住所 札幌市中央区北4条西17丁目10-6
氏名 北海道 北海 次郎
対策加入者管理コード A010199996

平成22年3月4日付で申請した「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書（品質区分別生産量未確定用）について、以下のとおり検査法第9条に規定する大豆品位等検査により品質区分別生産量が確定したため、その実績を報告します。

品質区分	品質区分別生産量
品質区分 <td>品質区分別生産量</td>	品質区分別生産量
1等	500 kg
2等	kg
3等	kg
特定加工用	kg
非銘柄大豆	1~3等
特定加工用	

(注意事項)
・品質区分別生産量を確認できる書類を添付してください。
・非銘柄大豆のうち特定加工用については対象外となります。

農産物検査の終了後に、品質区分別生産量を記載した実績報告書を4月5日までに必ず提出してください。

- 報告期限：平成23年4月5日
- 実績報告書：様式第8号の2（農産物検査の結果による品質区分別生産量を記載）
- 確認書類：
 - ①「売買契約書」の写し
 - ②「農産物検査結果通知書」の写し
 - ③「入庫伝票」の写し
 (①の書類に添付した確認書類は、再提出する必要はありません。)

②の書類を提出すると、4月中に「交付金額」が記載された通知書と計算書がお手元に届き、交付金が支払われます。

●交付金額とは・・・
生産量と品質区分ごとに設定した単価に基づいて、実績報告書で提出していただいた確定した品質区分別生産量で再度計算したもので、実際に支払われる金額です。

別紙様式第9号の3
年度
農林水産大臣 殿
「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の額の確定及び交付通知
このことについて、平成 年 月 日付をもって提出された「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請における実績報告書により、平成 年 月 日付付通知した交付限度額に係る交付金の交付金額が下記のとおり確定し、交付されましたのでお知らせします。
交付金額
(備考) この毎年の生産量・品質に基づく交付金(成績別交付金)は、生産量と品質区分が確定しなかった大豆について、生産量と品質区分ごとに設定した単価に基づき、確定した生産量と品質区分により算定するものです。(内訳は、別紙計算書をご確認ください。)
対策加入者管理コード

問い合わせ先：北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462（農政安心ダイヤル） FAX 011-642-5509
北海道農政事務所ホームページ：http://www.maff.go.jp/hokkaido/

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいで配布しております。